

次のとおり一般競争入札を行います。

令和7年4月10日

佐賀県ICT推進機構事務局長 金 丸 政 樹

1 競争入札に付する事項

(1) 調達名称及び数量 自治体職員用パソコン

ア 伊万里市 300 台

イ 小城市

(ア) 市長部局 510 台

(イ) 教育委員会 51 台

ウ 大町町 20 台

エ 太良町 63 台

(2) 調達予定市町 伊万里市、小城市、大町町及び太良町

(3) 調達物品の仕様等 入札説明書のとおり

(4) 納入期限 入札説明書のとおり

(5) 納入場所 入札説明書のとおり

(6) 予算（限度）額

ア 伊万里市 77,964 千円

イ 小城市

(ア) 市長部局 132,896 千円

(イ) 教育委員会 15,153 千円

ウ 大町町 6,862 千円

エ 太良町 42,012 千円

(7) その他

伊万里市、小城市及び太良町についてはリースによる契約を予定しており、落札者の決定後、落札者は当該市町と落札決定額により約定書を取交

し、落札金額については機器の納入完了後に当該市町が別途選定するリース業者から支払うものとする。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限時点で有すること。

なお、当該入札資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入の上、アの場所に提出し、令和 7 年 5 月 8 日（木）の競争入札参加資格確認申請書提出期限までに競争入札参加資格の登録を受けること。

ア 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当（新館 2 階）

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp

イ 申請書様式の入手先

アの部局又は佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(6) 佐賀県若しくは調達予定市町の発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県若しくは調達予定市町発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当部局

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県 I C T 推進機構事務局（新館 6 階 佐賀県総務部行政デジタル推進課内）

電話番号 0952-25-7038

電子メールアドレス network@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関係様式の交付期間及び方法

令和 7 年 4 月 10 日（木）から同年 5 月 8 日（木）まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、競争入札参加資格確認申請書、営業概要書、会社概要資料（パンフレット等）、誓約書及び担当者届をイの期限までに(1)の部局に郵送し、又は持参すること。

また、納入予定機器等の確認申請書と仕様を満たしていることがわかる資料を併せて提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。郵送による場合は、書留郵便により、「令和 7 年度自治体職員用パソコン共同調達に係る書類在中」と封書の表に朱書きし、提出期限までに必着のこと。

競争入札参加資格確認申請書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

イ 提出期限

令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 5 時（郵送の場合には、書留郵便により

提出期限までに必着のこと。)

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 5 月 15 日（木）までに通知する。

(4) 入札等に対する質問書の受付等

本契約の内容及び入札手続等に関する質問については、質問書に質問内容を記載し、令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 5 時までに(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

質問を受理した場合、質問のあった者に対しては速やかに電子メールで回答し、県のホームページ上で閲覧に供する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 5 月 21 日（水）午前 10 時

イ 場所

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県総務部行政デジタル推進課内

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

(6) 入札書の提出方法

別に定める入札書を(5)の場所に直接持参し、又は(1)の部局に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時必着とする。

また、封筒に「令和 7 年度自治体職員用パソコン共同調達の物品調達入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入すること。

期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封は行わない。

(7) 入札者の資格の喪失

入札参加者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 納入予定機器等の確認の結果、納入に適すると認められなかったとき。

イ 入札参加者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

ウ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

エ 佐賀県若しくは調達予定市町の発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県若しくは調達予定市町発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者であることが判明したとき。

オ 自己又は自社の役員等が、2の(7)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(7)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

カ その他本調達について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(8) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「－」の記号を付記すること。

(9) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(10) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(8)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した

者

ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 1 人で 2 以上の入札をした者

サ 代理人でその資格のないもの

シ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(12) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。

(13) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(14) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(15) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、入札価格の内訳の金額が 1 の(6)に記載するそれぞれの予算額に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、かつ入札価格が佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 条。

以下「規則」という。) 第 105 条の規定により作成された予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

エ 入札は 3 回を限度とし、落札者がいない場合には地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(16) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として 2 週間以内に契約書を

提出しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手續並びに履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

規則第 103 条第 3 項第 2 号の規定により免除する。

- (3) 契約書の作成の要否 要（調達予定市町と個別に契約）

(4) 契約保証金

ア 契約締結の際に、調達予定市町の財務関係規程に従い、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、調達予定市町の財務関係規程に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（電子交換所に参加している金融機関のものに限る。）

券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権

証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

- (5) 入札参加者及び入札者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
 - (6) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
 - (7) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
 - (8) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止することがある。
 - (9) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。
 - (10) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）上の罰則規定に基づき処罰されることがある。
 - (11) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。
 - (12) 詳細は入札説明書による。
 - (13) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。
 - (14) 本調達に係る購入契約については、入札結果に基づき落札者と調達予定市町との間で個別に契約を締結するものとする。
- 5 この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を

定める政令第4条に規定する特定調達契約である。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Joint procurement of personal computers for municipal employees in 2025.

(2) Bid description access:

Will be available on the Saga Prefecture website for download from Thursday, April 10, 2025 until Thursday, May 8, 2025.

(<https://www.pref.saga.lg.jp/>)

(3) Date and time for the opening bids and tenders:

The meeting for tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on Wednesday, May 21, 2025.

Bring tenders with you or send it by mail. If sending by mail, tenders must be sent by registered post and received by 5:00 p.m. on Tuesday, May 20, 2025.

(4) Contact information:

Administrative Digitalization Division, Department of General Affairs, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel:0952-25-7038